

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千六百二十四號
明治廿六年四月二十日（木曜日）
舊曆癸巳三月五日（丁亥）
出刊時間
日出版五時四十分
月出版七時三十分
入出版七時三十分
清出版八時三十分
（西曆一千八百九十三年）

明治二十六年四月十九日
司法大臣芳川顯正

體育運動の獎勵 時事新報賞牌

日本社會一般の有様を見るに智徳の修養に就ては人々注意する所あり隨て獎勵の方法も少なからざるも體育の一點に於ては頗る欠くる所あるが如し時事新報は玆に見る所あり體育運動獎勵の目的を以て運動優勝賞牌を製し凡そ官公私の企に論なく又その種類の如何に拘はらず運動遊戯の催しにして體育上に有効と認むるものには其優勝者にして之を寄贈し以て運動獎勵の一助とす今や春漸く催して水陸運動の好時節世間運動會の催し是より盛ならんとす由て豫め玆に廣告す

二十六年四月 時事新報社

新聞紙上の廣告

西洋の新聞紙と日本の新聞紙とを比較するときは其記事論說に優劣はなけれども彼の新聞の規模の大にして紙面に廣告の多きは其特色なるが如し試みに歐米の大都會に刊行する新聞紙を見るに何れも紙面の大半は廣告を以て填塞するの常にして現に米國紐約市のウォーランド新聞の如き昨年中に掲載せる廣告の件数は八十九萬九百七十五にして是れが爲めに費したる紙面は總て二萬二千五百六欄に達したりと云ふ一欄の廣告料を假に百弗と見積るも二百廿五萬弗の歳入なり盛なりと云ふ可し然るに顧みて我國の新聞紙を見れば其廣告欄の寂寥たるも實に見る處もなき有様にして西洋諸國の同業者に對して更に顔色なしと云ふ可し我時事新報の如きは日本の新聞紙中最も廣告の多きを以て名あるものなれども尚ほ且、歐米諸國の地方小新聞に比して却て一步を譲るもなき一へなきに非ず他推して知る可し之を要するに日本の新聞紙は未だ廣告業の何物たるを知らざるものと云ふも過言にあらず其残念なる次第なれども元來新聞紙に廣告の多きは強ち新聞業者の罪にあらず其原因を糾せば結局世間の人が廣告の大切なるを知らざるが故なり新聞社の爲めに取らざるは成るべく廣告の多からんことを利益なきれば百方手を盡して之を掲載せんとすれども如何にせん世間に錢を拂ふて廣告する者少なきを以て己むを得ず今日の寂寥に満足するのみ左れば我國に新聞廣告の盛ならざるは社會文明の程度尙ほ低くして實業家の流が之を利用して自から利するものと利らざるの證據なりと斷定して間接にかる可し抑も商業に廣告の必要なるは今更ら辨するまでもなきことにして凡て物品の賣買は廣告に由て始めて實際に行はるものと云ふも可なり何となれば假令以て店に何程便利安直の品物を備ふるも世間に廣告して其所在を人に知らしむるに非ざれば到底賣の持たざる可ければなり商人が市街に店を開きて商品を陳列するは即ち通行の人に之を示さんか爲めにして諸君廣告の一方のみ其證據は凡そ何等の店を開く者にて成る丈け邊鄙の地を避けて繁華雜沓の場處を撰び是れが爲めに態々高き地代を拂ふるを厭はざるを見て明

官報

○官内省達甲第二號
明治二十三年八月官内省達第十六號官内省官吏恩給例第十四條及官内省准官吏恩給例第八條中「十五年未満」ノ五字ヲ削ル
明治二十六年四月十八日
官内大臣子爵土方久元
官内省達甲第二號
官内省達第十六號明治二十三年八月九日抄録
第十四條 判任官以上ノ者在官滿一年以上十五年未満ニシテ選考シテ官内省官吏恩給例第十四條ノ適用ニシテ一時賜金ヲ給ス
官内省達甲第二號
明治二十三年勅令第九十八號ノ適用ニシテ一時賜金ヲ給ス
○司法省告示第二十一號
静岡地方裁判所管内下田區裁判所廳舎落成ニ付假廳ヨリ移轉ス

雜報

○地方官の滯京期 地方官の諮問會は昨日より始まりたれども別に議案事件と確定し居るにあらざる豫定の滯京期日あるにあらざれば内務大臣より諮問の件に就ては凡そ十日間の日子を要すべく次で各省より打合せ若くは諮問等之あるべきを以て爲めに五六日を費すならん左れば各地方官は今より二週餘日か三週近く滯京にして歸任の途に上るべしといふ

○殖民區畫地貸下の準備 已に本紙に記したる如く北海道廳にて土地拂下規則の施行手續を改正したるに就ては本年の通常貸下地を石狩國空知郡奈江野、同郡幌向原野、夕張郡馬追原野三區畫地の内貸下地餘の分と定めしが本年よりは成るべく其貸下處分を敏活にして志願人を困難せしめざることを期し來る五月一日より六月卅日まで豫め殖民課員を右の三區畫地へ出張せしめ置き志願人よりは直に該出張員へ願書を差出し得る事と爲し且つ其起業方法の確實と認むる者にして直に移住に着手せんとする人へは假に土地の引渡を爲す事に定めたるよし尤も土地の假渡しを受くるも三十日以内に小屋掛若くは開墾に着手せざる時は其假引渡の効力を失ふ筈なりと云ふ

○貸下地成功の嚴密調査 北海道廳にて從來未開地を貸下るには土地拂下規則施行手續に土地の開放事業の難易に依り成功年限の標準を一定せしめて執れも豫め此標準に基き其成功の年限を指定しある事なれども概して年限内に成功する者少なく中には一度も事業に着手せずして年限を徒過する者あるのみならず甚しきは最初より蓋も其土地を開墾するの意あるに非ずして之が貸下を受け置き時價の出づるを待てるに利益を得んと企てる輩さへ無きに非ず現に上川市街見込地空知太市街見込地の如き其貸下を告示するや出願人續出して豫定區畫の人員より非常に超過したる程の有様なりしに抽籤を以て愈々貸下人も定まり已に其地の引渡しを終れば實際其引渡地を開墾する者少く兩市の街とも今日尙ほ實に寥々たる姿にて此の如くにしては徒に真正の移住者を妨害するに止まり到底拓殖事業の進捗すべくもあらざれば本年より右等の貸下地に係る成功に就ては一層其調査を嚴密にし天災地變等の障礙も無くして其年限内に成功せざる者ある時はドックも向後には抽籤を以てせずして能く出願者の實際を取調べ真正の志願者のみに限りて貸下る事と定めたる由

○在華盛頓兩國公館の格式 在米國華盛頓の英露兩國公館は是まで公使館なりしが今回大使館の資格に進められたりと

○ペナン副領事の新置 支那政府は曩に總領事と新嘉坡に任置せしが今回ペナンにも副領事を在勤せしむることを爲りて既に英國政府の承認を得たり

○駐米參贊官 天津電報局總理知府余思治は新任北米合衆國駐紮欽差大臣楊儒の保護により紐育公使館參贊官に任ぜられ去月二十七日局務交代を了り直に入京したり

○漁民知事の一行を遮る 籠手田新海縣知事の一行が去る十二日午後三十分頃車を連れて同縣下中

頸城郡濱村に差出
濱岸の漁民三五
の一難問題たる
はりつし知事へ
は種々説諭せし
飲食店に入り飽
撲つて旅宿に來
夜直江津の旅館
一通の請願書を
○卒業生の糶
せし正別科生八十
契りを却却せし
芝公園の紅葉館
○井上角五郎
角五郎と記して
大和國吉野山に
大淀村字下淵と
が此村を通行し
上角五郎と記し
惡戯を爲したる
はマダ御承知な
面目に答へしか
に非ざりしと心
○全國眞言宗
の大本山教王護國
博覽會並に興都
國同宗寺院の實
の總覽に供せん
○外國捕鯨船
メルメデーは船
て本月五日横濱
金華山沖にて漁
忽ち船の右方よ
水夫の驚き一方
遂に此の危難の
一昨日午前五四
○地方通
陸軍志願 秋田
陸軍歩兵少佐小
試驗を施行せし
なりと

○干瓢 栃水縣宇
で飛上りたれば此
は尙差控への機
進むやも計り難
○願業心得 新潟
同に左の如き心
一 桑樹の眞種を
二 桑樹の葉は乾
三 桑樹の葉は一
四 桑樹の葉は乾
五 桑樹の葉は乾
六 桑樹の葉は乾
七 桑樹の葉は乾
八 桑樹の葉は乾
九 桑樹の葉は乾
十 桑樹の葉は乾